

○県の保有個人情報の漏えい事案概要【令和6年度下半期分】

1 17件

2 事案の概要及び今後の対策

N0	所属	発生日	事案の概要	発生原因	対応	二次被害の有無	今後の対策	備考
1	本庁	R6. 10. 4	令和6年度検定試験の合格者について、A企業から当該企業経由で申し込んだ社員の可否の照会があり、県の事務担当者が、メールで、当該会社社員の合格者一覧を送付したところ、誤って、A企業を経由せず、個人で申し込んだA企業社員1名の可否等も含めて回答したものの。	県の事務担当者は、合格者に個人申込み者がいることは把握していたが、A企業の社員の合格者に個人申込み者がいるかの確認が漏れたことによるもの。	県の事務担当係長より、A企業へ誤送付について電話で謝罪し、先方のご了解を得た。 県の事務担当係長より本人へ説明と謝罪を行い、先方のご了解を得た。	当該者の受検は企業も把握済みであり、特段問題ない旨、A企業及び当該者に確認したため、二次被害のおそれはない。	ミスを未然に防ぐ観点や、業務効率化の観点から、個社から所属社員の可否について照会があった場合は、原則ホームページをご案内し、個々の可否は個別に連絡しない。	
2	本庁	R6. 10. 7	委託先にて、研修の修了証明書（氏名、生年月日の記載あり）について、誤って他人の修了証明書を渡してしまい、個人情報（氏名、生年月日）が漏えいしたものの。	証明書を渡す委託先職員の確認が不十分だったことによるもの。	漏えい発覚後、委託先から経緯を説明し謝罪を行うとともに、誤って渡してしまった証明書を回収した。	誤って渡してしまった証明書は回収済みであり、二次被害のおそれはない。	今後は、全員に証明書が行き渡ったのをしっかりと確認してから研修を修了するよう委託先に指示した。	
3	出先機関	R6. 10. 4	当該出先機関において、法人宛に申告書控えを送付した際、誤って無関係の法人の情報を送付したものの。	返送を要する書類の選別、確認をする過程において、誤送付した書類が重なった状態のまま作業を行い、そのまま封緘してしまったことによるもの。	誤送付した書類は謝罪のうえ直ちに回収した。 漏えいした個人情報は、解散した法人の代表者名と、この法人に関与している税理士の氏名、住所、電話番号であるが、いずれも登記簿やインターネット上に公開されていることから特段の対応は行っていない。	漏えいした個人情報は、いずれも登記簿やインターネット上に公開されているため、二次被害のおそれはない。	郵便物の開封と押印に1人、書類の仕分けに1人、返送書類のチェックと封入封緘に1人の3人体制で作業を行っていたが、この作業フローの見直しを行った。 具体的には、郵便物の開封と押印に1人、書類の仕分けに1人、返送書類のチェックと封入を1人で行い、一連の作業終了後、返送する封筒の中身を3名で最終確認し、封緘する。	
4	高等学校	R6. 10. 10	教諭が高校3学年生徒4名分の志願理由書等の添削結果を教育クラウド上に掲載し、30分程度の間、同クラスの33名の生徒が閲覧できる状況となっていたものの。	アップロードしたファイルは、志望大学名及び志望理由等の個人情報を含んでおり、教育クラウド上掲載不可の情報であるにもかかわらず、アップロード先の再確認を十分行わないまま掲載してしまったことによるもの。	事案が発生した翌日に、閲覧された当該生徒1名・保護者に対し、教頭、学年主任、担当教諭より事実の説明と謝罪を行った。 また、それ以外の当該生徒3名の保護者には、電話で経緯の説明と謝罪を行い、当該生徒3名にも謝罪した。 また、ホームルームでクラスの生徒に対し担当教諭及び学年主任から謝罪を行った。さらに生徒を通じて全校の保護者にお詫び文を配布した。	他の生徒のファイルを閲覧した生徒2名に対して、直接聴き取りを行い、ファイルを外部に保存しておらず、他の人にも漏らしていないことを確認したため、二次被害のおそれはない。	県教育委員会より、全校長に対してあらためて周知した。 今後も、校長会・教頭会や学校訪問等において、機会があるたびに一層の個人情報の厳重な管理について継続的に指導を実施する。	R6. 10. 17個別公表事案
5	本庁	R6. 10. 30	委託契約を結ぶ際に、委託契約先と関係のない他法人の書類が混入した契約書を電子契約システム上に送信したため、委託先が閲覧できる状況となったものの。	契約書を作成する際に、職員の誤操作により、本来送付する契約書のほかに他法人の書類を混入してしまったことに加え、電子契約システム上に送信する際に内容の確認を怠ったことによるもの。	所属長から、他法人に経緯の説明と謝罪を行った。	契約先に、内容を見ずに契約書を削除するよう依頼すると同時に、職員が電子契約システム上からも契約書を閲覧できない状態にした。 その後、電子契約システム上で閲覧不可能な状態や、契約先担当者のPCからファイルを削除したことなど、外部への漏えい被害が発生していないことを確認したため、二次被害のおそれはない。	使用しているアプリにおいて、他の事業のファイルが混在しないように、整理を徹底する。 また、電子契約システムに契約書を送信する際には、複数人で、添付するデータの確認を徹底する。	
6	本庁	R6. 11. 8	委託業者が、事業の参加者へメールを送付する際、BCCで送付すべきところ、対象16名全員にCCにてメール送付したため、他のメールアドレスを認識できる状態になったものの。	委託先の担当職員がメールをBCCで送付すべきところ、誤ってCCで送付したことによるもの。	委託先から、送付先へ謝罪のうえ、メール破棄の依頼を行うとともに破棄の確認の電話を全員に行い、破棄の了解を得た。	すべての送付先にメール破棄の確認がとれたため、二次被害のおそれはない。	本事象の原因、再発防止策の検討等を委託先へ指示し、委託先で、①本事案の社内共有、②個人情報取扱い遵守の重要性の再確認、③メール送信時の注意点等の洗い出し、④今後、送信確認を徹底する。	
7	出先機関等	H29以降	県民に交付している手帳等とマイナンバーの紐付け状況について自主的な点検を実施したところ、13件の紐付け誤りを確認したものの。	申請者又は市町村窓口職員等の申請書等へのマイナンバー誤記入や業務システムへの誤入力と考えられる。	紐づけ誤りを確認した時点で、速やかにマイナンバー連携を停止し、データを修正した。 紐づけ誤りについて、申請窓口である市町村に連絡するとともに、他者の情報を紐づけられることになった手帳所持者の方に対し、謝罪と説明を行った。	誤って紐づけられた人のマイナポータルに別人の情報が表示される状態になっていたが、これまでに情報の流出は確認されておらず、二次被害のおそれはないと考えられる。	以下の取組みを行い、再発防止に努める。 申請窓口におけるマイナンバーの本人確認を徹底する。 住基ネットによる照合を含め、業務システム入力情報の確認を徹底する。 申請書の誤記入防止のため、申請書等の様式を改正した。	R6. 11. 21個別公表事案
8	本庁	R6. 11. 23	県ホームページのお問い合わせフォームから問い合わせのあったAさんへの回答にあたり、Aさんが入力した自身のメールアドレスが間違っていたため、当該メールアドレスに返信したところ、Aさんと無関係のBさんにメールが届き、Aさんの氏名及び住所がBさんに漏えいしたものの。	お問い合わせフォームから届いたAさんのメールアドレスがAさんの誤入力により間違っていたところ、Aさんの正しいメールアドレスであるという認識のもと、そのままAさんから示されたメールアドレスをコピーしてメール送信したことによるもの。	担当課からAさんに経緯の説明と謝罪を行った。	Bさんにメールの削除を依頼済みであり、二次被害のおそれはない。	相手方から示されたメールアドレスであっても、回答前にテストメールを送信して、メールアドレスが本人のものであるか確認する。 相手に回答する際に、問い合わせ内容をそのまま記載せず、記載する個人情報を必要最小限にする。	
9	出先機関	R6. 12. 15	複数の業者に一斉メールするにあたり、前回の送信メールを引用する「全員に返信」で送信していたところ、担当者がメールを作成した際に、引用した送信メールの宛先がBCCではなくToとなっており本文に業者のメールアドレス（13アドレス）が記載されたままであったにもかかわらず消去せずに送信したものの。	担当者が前回の送信メールを引用し「全員に返信」でメールを作成した際に、引用した前回メールの宛先がToとなっていたため、作成メール本文に前回のメールの宛先等が表示された状態になっており、消去しなければならないところを失念し、そのまま送信したことによるもの。	誤送信先に対して謝罪のうえ、当該メールの削除依頼を行った。	当該メールの削除依頼後に、すべての誤送信先に電話で削除されたか確認を行い、削除されていることを確認したため、二次被害のおそれはない。	メール作成時に、宛先をToではなくBccにすることを徹底するとともに、メール本文に業者のメールアドレスなどの個人情報等が記載されていないか確認する。	

10	高等学校	R6. 1. 14	担任確認用に作成された課題テストの得点が記載された提出状況一覧を、担任がテストの得点が記載されていることに気付かず、生徒に提出の確認作業をさせるため教室内に掲示し、生徒が誰でも閲覧できる状況となったもの。	成績等の個人情報は教員間で手交にてやりとりすべきところ、担当教諭が担任に説明せず、課題テストの得点が記載された提出物状況一覧を配布ボックスに入れたことによるもの。 また、担任がその一覧に生徒の得点が記載されていることに気付かないまま、クラスに掲示してしまったことによるもの。	生徒、保護者に対し、以下の対応を行った。 ・事案が発生した翌日1月15日（水）の朝のS Tで、当該クラスの生徒に対し、教頭、担任より事実説明と謝罪を行った。 ・学年の生徒を通じて、保護者へのお詫び文及び保護者会の案内を配布した。 ・学年集会を開催し、生徒に対しても経緯の説明と謝罪を行うとともに、保護者会を開催し謝罪と経緯の説明を行った。 ・不安を感じている生徒に対して、個別の面談を行った。 ・他学年の保護者宛てにお詫び文を配布した。	学年の全生徒に対して、成績貼り出しの認知の有無や、実際に見たか否か、スマートフォンでの撮影及び保存、拡散の有無等を調査した。 調査結果は、実際に見た生徒が、当該クラス18名、他クラス3名であり、スマートフォンへの保存や拡散等はなかったことから、二次被害のおそれはない。	県教育委員会より、全校長に対してあらためて周知した。 今後も、校長会・教頭会や学校訪問等において、機会があるたびに一層の個人情報の厳重な管理について継続的に指導を実施する。	R7. 1. 20個別公表事案
11	高等学校	R6. 12. 12	生徒の成績データ19名分を教育クラウド上の共有ドライブ内のフォルダに誤って保存してしまい、2次元コードを介して当該フォルダを閲覧可能としていた学年全員が、閲覧できる状況となったもの。	入学生の生徒手帳について、カード型の身分証明書に2次元コードを印字し、このコードを介して生徒手帳を閲覧できるようにしていたが、2次元コードのリンク先を、生徒手帳のデータファイルではなく、教育用クラウド内のフォルダとしていたことに加え、当該教諭が、教育クラウド上に掲載不可である「生徒の名字」「成績」などが記載された成績ファイルを、同共有フォルダに保存したことによるもの。	個人情報閲覧可能となった生徒に対し、校長及び当該教諭より事実の説明と謝罪を行った。 臨時職員会議を実施し、経緯を説明し、成績などの個人情報ファイルを教育用クラウドで扱わないことの再確認を行うなど、個人情報の取扱いについて注意喚起を行った。 当該保護者に対しては、保護者会を行った。	学年の全生徒への生徒に対して、12月12日以降に生徒手帳が保存されたフォルダの閲覧の有無、当該成績データに気づいたかの有無、当該成績データを開いてデータ閲覧を行ったか、他人に共有したか等の調査をした。 調査結果は、実際に成績データを見た生徒は2名であり、スマートフォンへの保存や拡散はなかったことから、二次被害のおそれはない。	教職員向け情報セキュリティ研修において、想定される事案の検討やトラブル回避方法の演習等を含む、より具体的な研修内容となるよう工夫を図る。 情報資産分類表に基づき、教職員が個人情報の具体的な管理方法について確認できるよう、全ての教職員に情報資産分類表等を配付し、再度個人情報の取扱いについて徹底することを各校に指導する。	R7. 1. 24個別公表事案
12	本庁	R7. 1. 22	職員が所属共有メールアカウントから、コンテストの参加者10名に連絡メールを送付した際、送信先メールアドレスをBCCにすべきところ誤ってToにて送信した。この時点ではsafeAttach機能により自動的にBCC設定で送信され漏えいはなかったが、送信メールに対するリマインドのため、引用返信にて参加者のうち返信がなかった4名にメールを送信した際、本文の引用部分に前回の送信メールでToとしていた10名のメールアドレスが記載された状態で送信してしまった。これにより、メールの受信者4名が参加者10名分のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの。	最初のメール送信時に宛先がToとなっていることに気づかず送信したことや、リマインドメール送信時に、メール本文に他者のメールアドレスが記載されていることに気づかず送信したことによるもの。	メールアドレスが流出した10名に対し、謝罪メールを送信するとともに、リマインドメールの宛先である4名に対して、メールの削除を依頼した。	メール削除を依頼した4名のうち2名は削除したことを確認。残り2名について削除依頼中。令和7年5月現在、二次被害の報告はない。	外部へのメール送信時にはBCCとなっているか、本文中に個人情報が表示されていないか、担当者及びその上席にあたる職員（上司を含む）によるダブルチェックを実施する。 また、今回の事例を部内で共有し、注意喚起を行う。	
13	本庁	R7. 1. 23	職員が、補助金申請のあった法人に対し、申請書の修正指示のためメールを送付する際、送り先を誤って別の法人のメールアドレスにしたため、申請法人の補助金申請情報が別の法人に漏えいしたものの。	担当者のメール送付時の確認が不十分だったことによるもの。	漏えい発覚後、直ちにメールの削除依頼を行うとともに、法人を訪問し謝罪した。	誤送付先にメールを削除するよう依頼し、削除されたことを確認したため、二次被害のおそれはない。	外部にメールを送る際の確認を徹底する。 必要に応じて、メール送信前には複数人で内容を確認する。	
14	本庁	R7. 1. 24	職員がA企業へのメールに添付した書類の中に、誤ってB企業に送るべき書類が紛れたもの。	メール送付時に、添付書類の確認を十分行わないまま送信したことによるもの。	担当者からB企業に対し、謝罪を行うとともに、誤送信先（A企業）に対して謝罪のうえ、当該メールの削除依頼を行った。	誤送付先にメールを削除するよう依頼し、削除されたことを確認したため、二次被害のおそれはない。	所属長から当該メールを送信した職員への厳重注意、その他課員への注意喚起を行った。 また、メール送信の際の情報漏えい防止のため、BCC送付、複数名での内容・添付確認を徹底する。 あわせて、郵送の際の情報漏えい防止のため、複数名での内容確認を徹底する。	
15	本庁	R7. 2. 3	A企業に対し、研修会の開催を委託していたが、委託先のA企業において、研修会申込者に参加受付完了のメールを送信した際に、BCCにすべきところ、誤ってCCにしていたため、メールを受信した19名に参加申込者のメールアドレスがわかる状態になったもの。	メール送付時に、複数による確認を行わないまま送信したことによるもの。	委託先から申込者19名に対し、謝罪のうえ、当該メールの削除依頼を行った。	令和7年5月現在、二次被害発生連絡等はない。	委託先に対して、メール送信前に2人でダブルチェックを行うよう指導した。	
16	本庁	R4. 4	富山県GISサイトで公開していた道路台帳図面において、地図上の宅地に削除しておくべき個人情報（氏名）が記載された図面を誤って掲載していたもの。（515名分） 紙媒体のものから公開用データを作成した時や毎年行われる図面の更新作業時に委託業者の作業ミスや県職員のチェック漏れがあったことによるもの。	出先機関において、個人氏名の記載されている紙の道路台帳図を保管しているが、簡単に閲覧できるように個人氏名等を削除したうえで、公開用の電子ファイルを作成し、県のWEBサイトで公開している（図面の枚数は約9000枚）。 紙媒体のものから公開用データを作成した時や毎年行われる図面の更新作業時に委託業者の作業ミスや県職員のチェック漏れがあったことによるもの。	道路台帳図を作成した時期が30～40年前と古く、現在も本人が居住しているか不明。また電話番号など本人の連絡先を把握することができない（図面を更新する場合も、居住者の個人氏名を更新することはない）。このため、報道機関等への公表時にお詫び文を掲載した。	住宅地図等により公知となっている情報であり、二次被害のおそれはない。	公開前に全台帳図をダブルチェックしたうえで、データを修正してサイトの公開を再開する。（令和7年6月末見込み） 今後、図面更新する際には、データのダブルチェックを徹底する。 図面の修正作業をする出先機関に個人情報の取扱いを周知徹底するとともに、台帳図面の作成委託事業者にも周知徹底する。 また、今後作成する図面は、個人情報が掲載されていない図面のみとする。	R7. 3. 31個別公表事案

※なお「1 事案件数」のうち、次の非公表基準に該当するものは、「2 詳細」に掲載しておりません。
＜非公表基準＞

- (1)公表することで個人の生命、身体、財産の安全を侵害するおそれがあると認められる場合
(2)公表することで捜査及び裁判に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
(3)被害者が公表を望まない意思を明確に示した場合
(4)上記(1)から(3)に掲げる事案のほか、非公表とすることに相当の理由があると認められる場合